

地方自治体では、性的少数者の人権を尊重し、性的指向と性的自認による差別を禁止する条例を制定したり、専用の相談窓口の開設、学校教職員等を対象とした研修を実施するところもみられる。

内閣府においても、平成26年12月及び平成27(2015)年3月の2回、性的少数者の置かれた現状と必要な支援について啓発活動を実施している民間団体講師を招へいし、国・地方自治体のほか民間団体で子供・若者育成支援に携わる職員等を対象とした研修会を開催するなど、大綱の趣旨に沿った啓発活動を行った。



内閣府研修会

(5) 十代の親への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、妊娠・出産・育児について、医師や助産師などから専門的なアドバイスを受ける機会でもある妊婦健診に必要な回数（14回程度）を受けられるよう、平成24（2012）年度までは補正予算による基金事業及び地方財政措置により、公費助成を行ってきたが、平成25（2013）年度からは必要な妊婦健診に係る費用の全てについて地方財政措置を講じ、恒常的な仕組みとした。また、妊娠や出産の悩みを抱える若者に対して、訪問指導などの母子保健事業を活用した支援や女性健康支援センター事業を通じた相談体制の充実を図っている。

(6) 法定相続分に係る最高裁判決を受けた対応（法務省）

嫡出でない子の取扱いに関し、最高裁判所の違憲判断（平成25年9月4日）¹²²を受け、平成25（2013）年12月に民法が改正され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等とされた。

第2節 子供・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待の現状（厚生労働省）

「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」などの改正による親権の停止制度の創設¹²³により、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成25（2013）年度には児童虐待防止法制定直前の約6.3倍に当たる73,802件となっている。広報啓発の取組などによりこれまで気付かれなかった児童虐待が児童相談所に繋がるようになってきたと考えられる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況にある。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件も毎年100件前後発生・表面化している。児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、平成26（2014）年8月29日に関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、同年12月26日の同会議において、居住実態が把握できない児童への取

122 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>

123 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#shinken

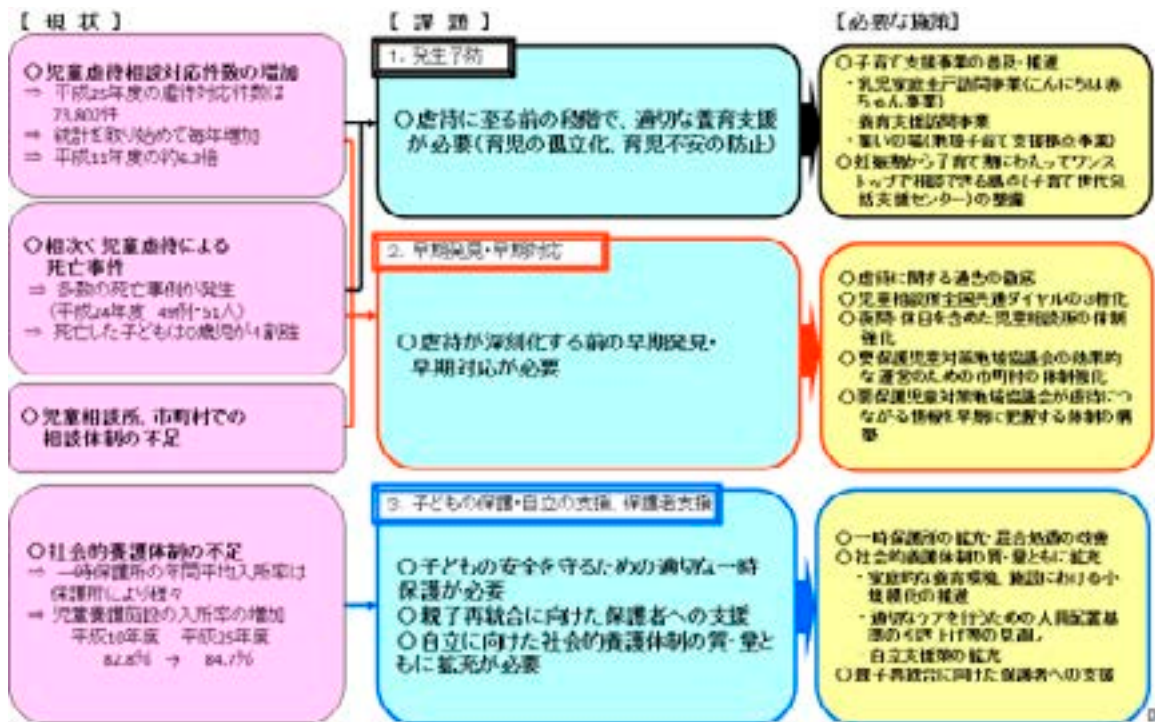
組とあわせて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、以下の5項目を柱として取りまとめられた。

- I. 妊娠期からの切れ目ない支援の在り方
- II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
- III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
- V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子供の心身の発達と人格の形成に重大な影響を与えるため、発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制を整備し、充実していくことが必要である。また、児童虐待は、家族の抱える社会的、経済的、心理的な要因の複合的な相互作用の結果として生じると考えられており、その防止には、福祉、医療、保健はもとより、教育、警察、司法、さらには民間団体など幅広い分野の関係者が共通の認識に立って対応していくことが必要である（第2-3-18図）。

第2-3-18図 児童虐待対策の現状と今後の方向性



(出典) 厚生労働省資料

ア 発生予防(文部科学省、厚生労働省)

妊娠・出産・育児期の家庭は、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合がある。こうした家庭に適切な支援を行い、痛ましい児童虐待に至ってしまうことを防ぐ必要がある。

厚生労働省は、以下のような取組により、相談しやすい体制の整備を推進している¹²⁴。

124 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#hasseyoiyoubu

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握、育児に関する不安や悩みの相談の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」
- ・養育支援が特に必要な家庭に対して保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」
- ・子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」

養育支援を特に必要とする家庭の把握・支援に関して、市町村の児童福祉・母子保健などの関係部署や要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)¹²⁵が具体的に留意すべき事項¹²⁶や、医療機関との連携強化に関する留意事項¹²⁷を、地方公共団体に周知している。

平成25(2013)年3月には、児童虐待の一つである乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的としたDVD「赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～」¹²⁸を制作し、厚生労働省ホームページで公開するとともに、全国の地方公共団体に配布した。乳幼児健診や両親学級などの場でこのDVDを活用し、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方や、乳幼児揺さぶられ症候群のメカニズムやその影響について、周知を図っている(第2-3-19図)。

文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や地域からの孤立の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している(家庭教育支援については、第2部第4章第1節1「保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組」を参照)。

イ 早期発見・早期対応、保護(警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

厚生労働省は、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有を推進している。平成26(2014)年度には、市町村の対応力向上を図るため、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図るなどの取組を推進した。また、関係機関の間で子供や保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場である要保護児童対策地域協議会については、実践事例¹²⁹の情報提供などにより、その機能強化に向けた取組を推進している¹³⁰(第2-3-20図、第2-3-21図)。平成27(2015)年度には、児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)について、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、迅速かつ適切に通告・相談ができるように、平成27年7月1日から、これまでの10桁番号から3桁番号(189)に変更し、運用を開始する(第2-3-22図)。さらに、児童相談所の夜間休日

第2-3-19図 赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの理解と対処のために～(広報啓発DVD)



(出典) 厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html)

125 「児童福祉法」第25条の2により、地方公共団体はその設置に努めるものとされている。

126 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf

127 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf>

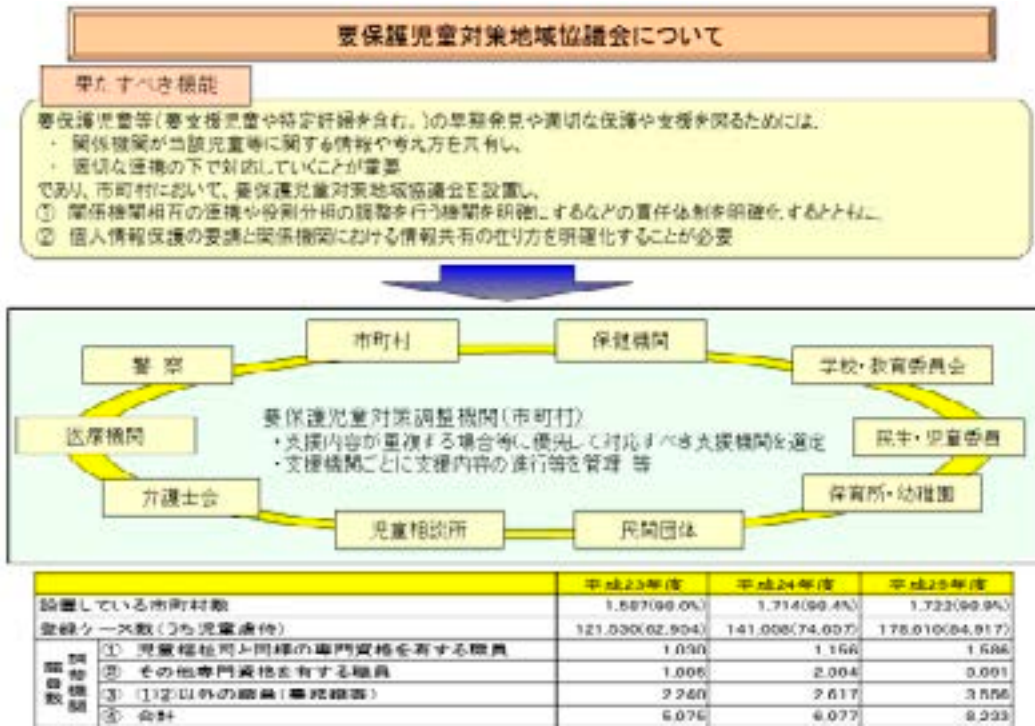
128 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html

129 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/jissen.html

130 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo

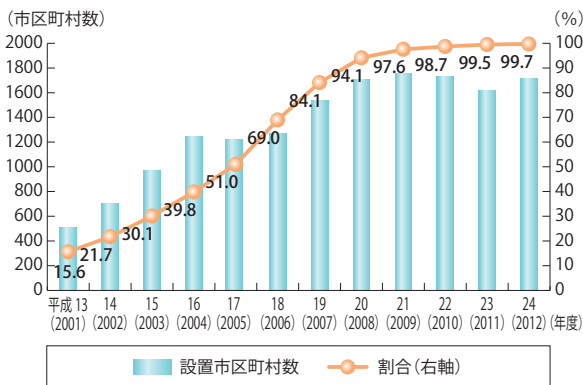
の相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会に登録されている児童などの情報を関係者が共有するシステムの構築、一時保護所で保護されている児童に対する学習指導の充実を図るなどの取組を推進する（虐待を受けた子供への対応は、第2部第3章第2節2「社会的養護の充実」を参照）。

第2-3-20図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）



(出典) 厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo)

第2-3-21図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）や虐待防止ネットワークの設置状況



(出典) 厚生労働省「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告」
 (注) 1. 調査時点は、平成17年度までは6月1日、平成18年度からは4月1日。
 2. 平成16年度までは「虐待防止ネットワーク」の数値、平成17年度からは「子どもを守る地域ネットワーク」と「虐待防止ネットワーク」の数値である。
 3. 平成23年度は、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の市町村を除く数値。

第2-3-22図 「児童相談所共通ダイヤル3桁化の広報資料」



警察は、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。「警察官職務執行法」(昭23法136)に基づく犯罪の制止、立入などの権限行使、厳正な捜査、被害を受けた子供の支援、児童相談所の行う立入調査などに対する援助要請

への的確な対応など、子供の安全の確認と確保を最優先とした対応を行っている。

法務省の**人権擁護機関**は、被害を受けた子供からの相談や近隣住民などからの情報によって児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、被害を受けた子供を一時保護させるといった適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じている。これにより、被害を受けた子供の救済に努めている。

文部科学省は、教職員による児童虐待の早期発見・早期対応のため、学校における相談体制の充実などに取り組んでいる（学校における相談体制については第2章第3節2（1）「学校における相談体制の充実」を参照）。

(3) 事例検証・研究・研修（厚生労働省）

厚生労働省は、

- ・ 社会保障審議会児童部会の下に設置されている**児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会**において児童虐待による死亡事例などを分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題と具体的な対応策を提言として毎年取りまとめている¹³¹。平成26（2014）年9月に、平成24（2012）年度に発生・表面化した児童虐待による死亡78事例90人（このうち、心中以外の虐待死は49事例51人）を対象とした検証結果である第10次報告を取りまとめた。
- ・ 児童虐待に特化した研究や研修、情報提供を行う「**日本虐待・思春期問題情報研修センター（通称：子どもの虹情報研修センター）**」¹³²が行う、児童虐待に関する研究や、指導者の養成を目的に高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術が習得できるような研修に対して支援を行っている。
- ・ 厚生労働科学研究費補助金による研究として、「親支援プログラムの開発と運用に関する研究」や「児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究」などを、幅広い分野の研究者の参画を得て研究を実施している。

2 社会的養護の充実（厚生労働省）

(1) 社会的養護の現状と課題

社会的養護は、保護者のない子供や被虐待児といった家庭環境上養護を必要とする子供、生活指導を必要とする子供に対し、公的な責任として、施設など¹³³で社会的に養護を行う制度であり、約46,000人の子供が社会的養護の対象となっている。保護が必要な子供は増加傾向にあり、ここ十数年で、**児童養護施設**の入所児童数は1.04倍、**乳児院**が1.18倍、**里親等委託児童**は2.65倍に増加している。児童虐待の増加に伴い、児童養護施設に入所している子供のうち半数以上が虐待を受けた子供となっているほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている。

現在、日本の社会的養護は、約85%が乳児院や児童養護施設、約15%が里親・ファミリーホームとなっている。厚生労働省は、ケア形態の小規模化や里親制度を推進することにより、今後十数年かけて、里親・ファミリーホーム¹³⁴、**グループホーム（地域小規模児童養護施設）**¹³⁵、児童養護施設などの施設（全て**小規模グループケア**¹³⁶）がそれぞれおおむね3分の1ずつという姿に変えていくことを目指している¹³⁷。

131 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#kenshou

132 <http://www.crc-japan.net/index.php>

133 各施設の概要はhttp://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.htmlを参照。

134 養育者の住居で養育を行う家庭的養護。

135 児童養護施設の本体施設の支援の下、地域社会の民間住宅を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育する施設。

136 本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う。

137 厚生労働省は、平成23（2011）年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、家庭的養護の推進や里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護を進めている。

(2) 家庭的養護の推進

児童養護施設などでは、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めている。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（「小規模化等の手引き」）¹³⁸により、関係者に対して小規模化の意義や課題の周知を図るとともに、児童養護施設と乳児院に対しては小規模化・地域分散化を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」を策定することを、都道府県に対しては「家庭的養護推進計画」を踏まえ平成26（2014）年度末までに「都道府県推進計画」を策定することを、それぞれ求めている。

(3) 里親委託・里親支援の推進

里親制度¹³⁹は、何らかの事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなったりした子供に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子供の健全な育成を図るものである。

厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」¹⁴⁰に基づき、里親委託を推進している。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置（平成25年10月現在226か所）により、地方公共団体の取組を促している¹⁴¹。里親制度を普及させるために毎年10月を里親月間とするなど、広く里親制度の周知が図られるよう広報啓発活動にも努めている。（第2-3-23図）

(4) 施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設などを退所し自立するに当たって保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子供が他の子供と公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子供を受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、以下の取組を実施している。

- ・都道府県が行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するため、その費用を負担金で支弁
- ・施設を退所した後の地域生活と自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」
- ・施設などを退所する子供は親がいないといった事情により身元保証人を得られないため、就職やアルバイトの賃借に影響を及ぼすことがないように施設長などが身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」

第2-3-23図 里親制度



（出典）厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

138 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>

139 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html

140 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf

141 里親委託率を伸ばしている地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。